

令和3年度 国立大学法人徳島大学契約監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和3年12月24日(金) 徳島大学新蔵本部第2会議室	
委員(敬称略)	委員長 矢部 誠一 (徳島大学監事) 委員 立木 さとみ (徳島大学監事) 委員 森 晋介 (弁護士) 委員 竹内 洋一 (公認会計士) 委員 小西 竹生 (青藍会事務局事務長)	
審議対象期間	令和2年10月1日～令和3年9月30日	
審議案件(/期間内対象案件)	7件/195件	(備考) ・意見、質問に対する回答部署 学術情報部図書情報課 常三島事務部会計課 蔵本事務部会計課 病院事務部経理調達課
随意契約	3件/47件	
一般競争契約	4件/148件	
委員からの意見・質問及びそれらに対する回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり

議題1 委員長の互選について

互選の結果、矢部委員が委員長に選出された。

議題2に入る前に、審議対象期間の契約の傾向について、委員長から以下のとおり説明があった。

- ① 昨年度より随意契約の件数が 12 件増えており、落札率 100%の割合も増えている。
- ② 昨年度より一般競争契約の件数が 79 件から 148 件と倍近くになっており、1 者応札の割合も増えている。
- ③ 病院の一般競争件数が、40 件から 83 件と倍以上になっている。原因としてはコロナ禍で中核医療機関としての役目を担うための補助金等が増え、それによる医療機器の購入が増えた。

議題2-1 競争性のない随意契約における随意契約理由及び落札率の妥当性について(審議2件/対象42件)

- ① 2021 年 SpringerNature 社電子ジャーナルの利用一式 (NO.2)
- ② 監査契約 (NO.36)

<主な質問>

- (1) ①については、海外業者による 1 者契約であり、年々契約価格が高騰していることもあって、国立大学協会等が価格交渉を行っていたと思うが、現状どうなっているか？
- (2) ②については、同等規模の複数業者から見積書を徴取するなら参考見積書であるといえるが、契約相手があずさ監査法人に決まっていてそこから徴取する見積書は参考見積書と言えないのではないか？
参考見積書を徴取して契約するまでの間に金額が変わることがあるのか？ 変わらないのであれば参考見積書と言えないのではないか？

<回答>

- (1) 大学間の意見集約が難しいこともあり、価格交渉は進んでいない。現在は、コロナ禍による価格交渉を行っている。(①)
- (2) 本学では 300 万円以上の契約は予定価格をたてることとなっており、市場調査(参考見積書聴取、他大学実績調査)は契約プロセス上必要である。(②)

議題2-2 競争性のない随意契約における随意契約理由及び落札率の妥当性について(審議1件／対象5件)

① 小動物用MRI装置 (NO.5)

<主な質問>

- (1) 保守業務を超えるものであるから別途契約しているのか？ 納入業者とでないと契約は難しいか？

<回答>

- (1) この機器については保守はしていない。日頃、納入業者に保守点検をしてもらっており、修理においても納入業者に頼まざるを得ない。(①)

議題3-1 一般競争入札で一者応札だったもの及び落札率の妥当性について(審議2件／対象124件)

① 超音波診断装置 (NO.8,9,10,11)

② 生体情報モニタリングシステム (NO.86)

<主な質問>

- (1) ①については、機種選定委員会を開いているが、複数業者を選定しているか？
- (2) ②については、落札率が59.45%となっているが、業者参考見積書は妥当か？

<回答>

- (1) 機種選定委員会で複数業者を選定している。(①)
- (2) 本件については、総合評価落札方式を採用しており、機能性の優れた高額な業者の見積書を予定価格に採用したところ、もう1者が販路拡大を図るため、安価な価格で入札したため低い落札率となった。ただし、病院としては仕様書を練り込んで作成しており、また落札業者も技術仕様を満たすことからより安価な契約を行えた。(②)

議題3-2 一般競争入札で一者応札だったもの及び落札率の妥当性について(審議2件／対象24件)

① 連続切片自動観察用電子顕微鏡システム (NO.15)

② 超解像蛍光顕微鏡システム (NO.16)

<主な質問>

(1) 議題資料3-2の一般競争入札件数 24 件のうち, 12 件が 1 者応札である。特に高額な NO.15,16 について詳細を説明願いたい。

仕様策定委員会委員長と予算獲得した教員が同一人物であるため, 1 メーカーに偏った仕様となっていないか?

<回答>

(1) NO.15,16ともに政府調達案件であり, 仕様策定委員会を経て仕様を策定している。また, 官報公告を回ったうえで応札業者より見積書を徴取しており, 広く公募を回ったうえで結果的に 1 者応札となっている。(①)

予算部局の事務も仕様策定委員であるうえに, 契約担当も仕様書を確認しており, 極力偏った仕様書にならないよう事務側も注意を払っている。

議題3-3 検査試薬の経年比較について

<主な質問>

(1) 経年比較するとほぼ同一業者が契約相手となっており, 競争が成立していないのではありませんか?

<回答>

(1) 病院として, すべて業者による外注検査を行うか, 製薬機器を購入したうえで自前で検査をするか検討している。その製薬機器を購入する際に検査試薬も含めた長期契約として契約するなら競争性が図れる可能性はある。ただ, 検査試薬は 1 度決まったら同一のメーカーになってしまう可能性については否定できない(①)

●委員からの要望事項等

・議題資料3-1, 3-2において, 機種選定委員会を開催している場合, 何社の業者を選定したかわかるような資料にしてほしい。

・議題資料3-3については改善が図られたことがわかるようになるまで引き続き議題資料として作成願いたい。

・契約監視委員会として, 契約担当宛てに 1 者応札等の改善につながるような通知(注意喚起)を検討する。

●その他

議事概要を大学HPで公開することとした。